

市民緑地設置管理計画認定（認定市民緑地）

(1) 制度概要

本制度は、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用するもの【都市緑地法第 60 条】。

緑化地域または緑化重点地区で周辺の地域で緑地が不足している 300 m²の土地に開設することができる。

(2) 認定状況

表 （認定一覧） 認定市民緑地

都道府県	市町村名	名称	認定年月日	認定申請者名 (設置管理主体)	みどり法人の指定	区域の面積 (ha)	
						土地面積	建築物等面積※1
茨城県	つくば市	ソシエルみどりのファームプレイス	H31. 2. 8	(株) プレイスメイキング研究所	有	0. 04	農機具倉庫 20 m ² +休憩施設整備中
千葉県	柏市	かしわ路地裏市民緑地	H29. 11. 15	NPO 法人 urban design partners balloon	有	0. 05	-
東京都	千代田区	一号館広場	R1. 12. 18	三菱地所株式会社	有	0. 32	-
		ホトリア南広場	R3. 3. 26	三菱地所株式会社	有	0. 20	-
		KANDA SQUARE 屋外広場	R3. 3. 26	住友商事株式会社	有	0. 49	-
	墨田区	たもんじ交流農園	R4. 12. 20	特定非営利活動法人 寺島・玉ノ井まちづくり協議会	有	0. 07	0. 01
愛知県	名古屋市	ノリタケの森	H30. 12. 13	(株) ノリタケカンパニーリミテド	有	2. 13	-
兵庫県	神戸市	ミズノスポーツプラザ神戸和田岬市民緑地	H31. 3. 26	ミズノスポーツサービス(株)	有	0. 11	-
愛媛県	西条市	紡ぐ広場	H30. 10. 1	(株) アドバンテック	有	0. 40	-
合計	7	9				3. 81	0. 01

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在

※1 「建築物等面積」は人工地盤、建築物その他の工作物の水平投影面積を示す